

災害等の発生時の勤務マニュアル

目次

1.	はじめに	2
2.	基本方針	2
3.	用語の定義	2
4.	地震発生時の行動原則	2
(1)	震度 5 強以上の地震発生（安否確認要）	2
(2)	震度 5 弱以下の地震発生	3
5.	津波の警報発表時の行動原則	3
(1)	大津波警報（特別警報）の発表あり（安否確認要）	3
(2)	津波警報の発表あり	3
(3)	大津波警報・津波警報・津波注意報の発表なし	3
6.	気象等の警報発表時の行動原則	4
(1)	気象等の特別警報の発表あり（安否確認要）	4
(2)	気象等の警報・注意報の発表あり	4
(3)	気象等の特別警報・警報・注意報の発表なし	5
7.	火山の噴火の警報発表時の行動原則	8
(1)	特別警報（噴火警戒レベル 4 以上）の発表あり（安否確認要）	8
(2)	特別警報の発表なし	8
①	原則として、役職員等は通常勤務を行う。	8
8.	テロ発生時の行動原則	9
(1)	大規模テロ等の予告や発生（安否確認要）	9
(2)	大規模以外のテロ等の発生	9
9.	J アラート発動時の行動原則	10
(1)	J アラート発動時	10
(2)	弾道ミサイル落下時（安否確認要）	10
10.	参考	10

経営管理部

1. はじめに

災害等の発生時の勤務マニュアル（以下「マニュアル」という）は、災害等の発生時ににおいて役職員等が自ら判断し、適切な行動をとれるよう基本的な勤務ルールを定めたものです。

災害発生時には、当社は原則としてマニュアルに従った指示等を役職員等に通知します。但し、役職員等の安全を第一に考え、マニュアルと異なる通知を行うことがありますので、その場合は会社からの通知を優先し行動してください。

2. 基本方針

当社は、「リスクマネジメント基本方針」において以下の通り「行動指針」を規定し公表しております。災害等の発生時においては、役員、正規従業員、契約社員、出向受入社員、派遣社員等、オフィスで勤務する全ての方（以下、「役職員等」という。）とその関係者の安全を第一に捉え、そのうえで可能な限り事業の継続を図ります。

<行動指針>

- (1) 全ての組織で1人ひとりがリスクを管理する意識を持ちます。
- (2) 全ての組織で1人ひとりがリスク情報を迅速に報告し共有いたします。
- (3) リスクの認識・評価・低減等の活動を日常業務の中で繰返し行い、リスク対応力の向上に努めます。
- (4) ステークホルダーの利益を損なわないように行動します。
- (5) 緊急事態発生時には、適切で速やかな対処で関係者の被害を最小限にとどめるとともに、早急な復旧を図ります。
- (6) 災害時には、役員、従業員とその関係者の安全を第一に捉え、そのうえで可能な限り事業の継続を図ります。

3. 用語の定義

- (1) 「勤務地」とは、オフィス、常駐先等の役職員等が通常勤務する場所をいう。
- (2) 「滞在地」とは、役職員等の居所、常駐支援先や出張先の宿泊施設等の役職員等が滞在している場所をいう。
- (3) 「安否状況」とは、役職員等とその関係者の安否（怪我の有無）、出社可否、滞在地の家屋の状態（倒壊の有無）、その他状況をいう。

4. 地震発生時の行動原則

- (1) 震度5強以上の地震発生（安否確認要）

- (①) 当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、安否確認システムにて安否状況を報告する。

- ② 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、地震発生から 24 時間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
 - ③ 勤務地へ移動後の場合は勤務地から滞在地への移動手段の安全が確認された後、原則として滞在地勤務へ変更することができる。但し、勤務地でオフィス内待機等の指示があった場合はこの限りではない。
 - ④ 役職員等は、自分とその関係者の安全確保を第一に考え安全な滞在地の選択（滞在地待機、滞在地移動）を行う。
 - ⑤ 勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。
- (2) 震度 5 弱以下の地震発生
- ① 原則として、役職員等は通常勤務を行う。

5. 津波の警報発表時の行動原則

- (1) 大津波警報（特別警報）の発表あり（安否確認要）
 - ① 当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、安否確認システムにて安否状況を報告する。
 - ② 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、大津波警報、津波警報が解除する迄の間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
 - ③ 役職員等は、自分とその関係者の安全確保を第一に考え安全な滞在地の選択（滞在地待機、滞在地移動）を行う。
 - ④ 勤務地へ移動後の場合は勤務地から滞在地への移動手段の安全が確認された後、原則として滞在地勤務へ変更することができる。
 - ⑤ 勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。
- (2) 津波警報の発表あり
 - ① 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、気象等の警報・注意報が解除する迄の間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
 - ② 役職員等は、自分とその関係者の安全確保を第一に考え安全な滞在地の選択（滞在地待機、滞在地移動）を行う。
 - ③ 勤務地へ移動後の場合は勤務地から滞在地への移動手段の安全が確認された後、原則として滞在地勤務へ変更することができる。
 - ④ 役職員等は、滞在地勤務を行う場合は、部門長・部長・案件責任者へ連絡を行う。
- (3) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表なし
 - ① 原則として、役職員等は通常勤務を行う。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ 区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津 波警 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想される津波の 最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波に による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに 高台や避難ビルなど安全な場所へ避難 してください。
		10m (5m < 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 5m)		
津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想される津波の 最大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸 水被害が発生します。人は津波による 流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに 高台や避難ビルなど安全な場所へ避難 してください。
津波 注意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波 による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想される津波 の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記し ない)	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型船 舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上 がって、海岸から離れてください。

*大津波警報を「特別警報」に位置づけています。特別警報に関する詳しい情報は、[「特別警報について」](#)のページをご覧ください。

※[気象庁 | 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について \(jma.go.jp\)](http://www.jma.go.jp)

6. 気象等の警報発表時の行動原則

(1) 気象等の特別警報の発表あり（安否確認要）

- ① 当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、安否確認システムにて安否状況を報告する。
- ② 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、気象等の特別警報・警報が解除する迄の間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
- ③ 役職員等は、自分とその関係者の安全確保を第一に考え安全な滞在地の選択（滞在地待機、滞在地移動）を行う。
- ④ 勤務地へ移動後の場合は勤務地から滞在地への移動手段の安全が確認された後、原則として滞在地勤務へ変更することができる。
- ⑤ 勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。

(2) 気象等の警報・注意報の発表あり

- ① 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、気象等の警報・注意報が解除する迄の間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
- ② 役職員等は、自分とその関係者の安全確保を第一に考え安全な滞在地の選択（滞在地待機、滞在地移動）を行う。
- ③ 勤務地へ移動後の場合は勤務地から滞在地への移動手段の安全が確認された後、原則として滞在地勤務へ変更することができる。
- ④ 役職員等は、滞在地勤務を行う場合は、部門長・部長・案件責任者へ連絡を行

う。

(3) 気象等の特別警報・警報・注意報の発表なし

- ① 原則として、役職員等は通常勤務を行う。

気象等の特別警報（6種類）

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれがあ
著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

気象等の警報（7種類）

重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報

大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。

大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害のおそれにも加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表します。
波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

気象等の注意報（16種類）

災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報

大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられます。
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれにも加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。

波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0°C付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表します。
融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表します。
霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、低温による農作物の被害（冷

	夏の場合も含む) や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表します。
--	---

※気象庁 | 気象警報・注意報の種類 (jma.go.jp)

※気象庁 | 気象等に関する特別警報の発表基準 (jma.go.jp)

7. 火山の噴火の警報発表時の行動原則

(1) 特別警報（噴火警戒レベル4以上）の発表あり（安否確認要）

- ① 当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、安否確認システムにて安否状況を報告する。
- ② 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、特別警報・警報が解除する迄の間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
- ③ 役職員等は、自分とその関係者の安全確保を第一に考え安全な滞在地の選択（滞在地待機、滞在地移動）を行う。
- ④ 勤務地へ移動後の場合は勤務地から滞在地への移動手段の安全が確認された後、原則として滞在地勤務へ変更することができる。
- ⑤ 勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。

(2) 特別警報の発表なし

- ① 原則として、役職員等は通常勤務を行う。

噴火警戒レベル

種別	名 称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード			説明		
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応			
特別警報 (居住地域) 又は 噴火警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難 	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。			
			レベル4 高齢者等 避難 	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。			
警報 又は 火口周辺警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制 	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。			登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル2 火口周辺 規制 	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。			
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山で あること に留意 	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。			

※気象庁 | 噴火警戒レベルの説明 (jma.go.jp)

8. テロ発生時の行動原則

(1) 大規模テロ等の予告や発生（安否確認要）

- ① 想定される事態類型にある大規模テロが発生した場合、当該勤務地を利用又は当該滞在地の役職員等は、安否確認システムにて安否状況を報告する。
- ② 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、テロが解決（テロリストの逮捕等）する迄の間は原則として選択した滞在地勤務を行うことができる。
- ③ 役職員等は、自分とその関係者の安全確保を第一に考え滞在地の選択（滞在地待機、滞在地移動）を行う。
- ④ 勤務地へ移動後の場合は勤務地から滞在地への移動手段の安全が確認された後、原則として滞在地勤務へ変更することができる。但し、勤務地でオフィス内待機等の指示があった場合はこの限りではない。
- ⑤ 勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。

(2) 大規模以外のテロ等の発生

- ① 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、テロが解決（テロリストの逮捕等）する迄の間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
- ② 役職員等は、滞在地勤務を行う場合は、部門長・部長・案件責任者へ連絡を行う。

想定される事態類型

事態類型	事例
危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊
大規模集客施設への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

<特徴>

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

9. J アラート発動時の行動原則

(1) J アラート発動時

- ① 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、J アラートが解除する迄の間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
- ② 役職員等は、滞在地勤務を行う場合は、部門長・部長・案件責任者へ連絡を行う。
- ③ 役職員等は、以下の行動をとる。

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難する。
- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- 避難通路の確保のため、個室・社内会議室等のドアは開放する。

(2) 弾道ミサイル落下時（安否確認要）

- ① 国内に勤務する全ての役職員等は、安否確認システムにて安否状況を報告する。
- ② 役職員等は、業務遂行が可能な場合は、大災害発生から 72 時間は原則として滞在地勤務を行うことができる。
- ③ 勤務地へ移動後の場合は勤務地から滞在地への移動手段の安全が確認された後、原則として滞在地勤務へ変更することができる。
- ④ 役職員等は、自分とその関係者の安全確保を第一に考え滞在地の選択（滞在地待機、滞在地移動）を行う。
- ⑤ 勤務地への出社は、移動手段等の安全を確認した後に行う。

10. 参考

避難情報に関するガイドライン

避難情報に関するガイドラインの改定（令和 3 年 5 月）：防災情報のページ - 内閣府
(bousai.go.jp)

<附則>

1. このマニュアルは 2023 年 9 月 1 日から制定する。

以上